

令和４年度電気工事業立入検査結果について

電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第２９条第１項の規定に基づき、令和４年度に電気工事業者に対し、実施した立入検査の結果についてお知らせします。

１．立入検査の概要について

[１]検査対象について

当支部管内に営業所を置く電気工事業者から２者（みなし登録電気工事業者）を選定しました。

[２]検査対象期間

令和４年１２月～令和５年３月

[３]検査項目

- (１)登録、届出、通知により手続が行われているものと実態が一致しているか
(法第４条他)
- (２)主任電気工事士が行う一般用電気工事に係る作業管理が十分であるか
(法第２０条)
- (３)電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させていないか
(法第２１条)
- (４)請け負った電気工事を当該電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせていないか
(法第２２条)
- (５)電気用品安全法による表示の付されていない電気用品を電気工事に使用していないか
(法第２３条)
- (６)絶縁抵抗計その他の経済産業省令で定められた器具を備えているか
(法第２４条)
- (７)標識の掲示の有無又は記載事項に誤りはないか
(法第２５条)
- (８)帳簿の有無又は記載事項に誤りはないか、保存期間が守られているか
(法第２６条)

2. 検査結果について

[1] 違反事項について

指摘事項はありませんでした。